

加古川市訪問理美容サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅でねたきり状態にある高齢者又は障がい者が、理容師又は美容師（以下「理容師等」という。）の居宅訪問による理容又は美容のサービス（以下「訪問理美容サービス」という。）の提供を受ける場合に、費用の一部を助成することにより、保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び事業の委託)

第2条 この事業の実施主体は、加古川市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると市長が認めた者に委託して実施することができるものとする。

(対象者)

第3条 訪問理美容サービスを受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、一般の理美容サービスを利用することが困難な者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 在宅でねたきり状態又はこれに準ずる状態にある65歳以上の者及び障がい者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(申請)

第4条 この事業の実施を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市訪問理美容サービス助成券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成券の交付)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、加古川市訪問理美容サービス助成券交付・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、対象者と認めたときは、加古川市訪問理美容サービス助成券（以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 前条の助成券の交付枚数は、次の各号に定める申請月の区分に応じ、当該各号に定める枚数とする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 4月から6月まで | 4枚 |
| (2) 7月から9月まで | 3枚 |
| (3) 10月から12月まで | 2枚 |
| (4) 1月から3月まで | 1枚 |

(条件)

第 6 条 この事業におけるサービスを受けるときは、必ず介護者が付き添うこととする。また、介護者が付き添うことが困難な単身世帯の者にあつては、介護保険制度等による訪問介護員等が付き添うこととする。

(助成券の利用方法等)

第 7 条 助成券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、訪問理美容サービスを利用しようとするときは、助成券を理容師等に提出し、移動等に要する経費を控除した理美容料金の実費を支払うものとする。

2 受託者は、理容師等が受け取った 1 か月の当該助成券を取りまとめ、当該助成券を添えて、翌月 10 日までに、市長に助成金の請求を行うものとする。

(助成券の有効期限)

第 8 条 助成券の有効期限は、毎年度 3 月 31 日までとする。

(再交付の禁止)

第 9 条 助成券は、再交付しない。

(譲渡、貸与の禁止)

第 10 条 利用者は、助成券を他に譲渡又は貸与してはならない。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の場合において、助成券又は助成金の返還を求めることができるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。